

特定贈与信託

その制度のあらましと手続き

内容

I はじめに—制度のあらまし—

1. 特別障害者に対する贈与税の非課税制度
2. 特定贈与信託

II 制度要綱

1. 特別障害者扶養信託契約
2. 非課税手続き
3. 取消、廃止、異動の際の申告手続き
4. 受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等

III 参考資料



一般社団法人

信託協会

特定贈与信託

その制度のあらましと手続き

目 次

I はじめに —制度のあらまし—

- 1. 特定障害者に対する贈与税の非課税制度 1
- 2. 特定贈与信託 1

II 制度要綱

- 1. 特定障害者扶養信託契約 4
 - (1) 委託者 4
 - (2) 受益者 4
 - (3) 受託者 5
 - (4) 信託財産の範囲 6
 - (5) 非課税適格要件 6
 - (6) 契約の終了と信託財産の帰属 6
- 2. 非課税手続き 7
 - (1) 障害者非課税信託申告書の提出 7
 - (2) 二つ以上の障害者非課税信託申告書の提出 7
- 3. 取消、廃止、異動の際の申告手続き 8
 - (1) 障害者非課税信託取消申告書 8
 - (2) 障害者非課税信託廃止申告書 8
 - (3) 障害者非課税信託に関する異動申告書 8
 - (4) 受託者の変更等があった場合の申告 9
- 4. 受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等 9

III 参 考 資 料

- (1) 相続税法
 - 1 条の 4 (贈与税の納税義務者) 10
 - 1 9 条の 4 (障害者控除) 10
 - 2 1 条の 4 (特定障害者に対する贈与税の非課税) 10
- (2) 相続税法施行令
 - 4 条の 4 (障害者の範囲等) 11
 - 4 条の 7 (用語の意義) 11
 - 4 条の 8 (特別障害者以外の特定障害者の範囲) 12
 - 4 条の 9 (受託者の範囲) 12
 - 4 条の 1 0 (障害者非課税信託申告書の記載事項及び提出) 12
 - 4 条の 1 1 (信託財産の範囲) 13
 - 4 条の 1 2 (特定障害者扶養信託契約の要件) 13
 - 4 条の 1 3 (二以上の障害者非課税信託申告書の提出ができる場合) 13
 - 4 条の 1 4 (障害者非課税信託取消申告書) 14
 - 4 条の 1 5 (障害者非課税信託廃止申告書) 14
 - 4 条の 1 6 (障害者非課税信託に関する異動申告書) 15
 - 4 条の 1 7 (受託者の変更等があつた場合の申告) 15

	4 条の 1 8	(受託者の営業所等の障害者非課税信託申告書の 税務署長への送付等) ……………	15
	4 条の 1 9	(受託者の営業所等における障害者非課税信託に 関する帳簿書類の整理保存) ……………	16
	4 条の 2 0	(障害者非課税信託申告書等の書式) ……………	16
(3) 相続税法施行規則	2 条	(障害者非課税信託申告書の添付書類) ……………	16
	3 条	(障害者非課税信託取消申告書の記載事項) ……………	17
	4 条	(障害者非課税信託廃止申告書の記載事項) ……………	17
	5 条	(障害者非課税信託に関する異動申告書の記載事項) …	18
	6 条	(受託者の変更等があつた場合に提出すべき書類 の記載事項) ……………	18
	7 条	(受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等) …	19
	8 条	(障害者非課税信託申告書等の書式) ……………	19
	第一号書式	(障害者非課税信託申告書) ……………	20
	第二号書式	(障害者非課税信託取消申告書) ……………	23
	第三号書式	(障害者非課税信託廃止申告書) ……………	26
	第四号書式	(障害者非課税信託に関する異動申告書) ……………	28
(4) 相続税法基本通達	1 9 の 4 - 1	(一般障害者の範囲) ……………	30
	1 9 の 4 - 2	(特別障害者の範囲) ……………	30
	1 9 の 4 - 3	(障害者として取り扱うことができる者) ……………	31
	2 1 の 4 - 1	(非課税限度額) ……………	31
	2 1 の 4 - 2	(一般障害者から特別障害者となった場合等) ………	32
(5) 所得税法	2 条	(定義) ……………	32
(6) 所得税法施行令	1 0 条	(障害者及び特別障害者の範囲) ……………	32
(7) 所得税基本通達	2 - 3 8	(障害者として取り扱うことができる者) ……………	33
	2 - 3 9	(常に就床を要し複雑な介護を要する者) ……………	34
(8) 知的障害者福祉法	9 条	(更生援護の実施者) ……………	34
(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
	6 条	(精神保健福祉センター) ……………	34
	4 5 条	(精神障害者保健福祉手帳) ……………	34
(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令			
	6 条	(精神障害者保健福祉手帳を交付する精神障害の状態等) ……	34
(11) 身体障害者福祉法	1 5 条	(身体障害者手帳) ……………	35
(12) 身体障害者福祉法施行規則			
	5 条	(身体障害者手帳の記載事項及び様式)・別表第 5 号 …	35
(13) 恩給法	4 9 条ノ 2	・別表第 1 号表ノ 2 ……………	36
(14) 国税庁 質疑応答事例			
		特定障害者扶養信託契約の信託財産の範囲 ……………	37

特定障害者扶養信託契約の「特定障害者の居住の用に供する 不動産」の範囲	38
特定障害者扶養信託契約に係る財産を一部払い出し受益者の ための居住用不動産を取得することの可否	38
障害者非課税信託申告書を提出した後に特定障害者に該当し ないこととなった場合の贈与税の取扱い	39

I はじめに

— 制度のあらまし —

1. 特定障害者に対する贈与税の非課税制度

障がい者のご家族にとって、将来、どのようにしてその方たちの収入を確保し、暮らしを保障するかということは、大変なご心配事でしょう。ご親族、同じ町や村、あるいは同じ職場の人たちのうち、そういった方のために自分の生前にその財産を贈与し、しかるべき機関等に管理運用させて、その生活の役に立てることができればとお考えの方は、少なくないと思われます。

このような方の意志を活かし、障がい者の経済的な安定を図るための税制上の優遇措置の一つとして、相続税法において、「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」が定められています。この制度は、障がい者の生活の安定を図る目的で、その親族や篤志家などが金銭、有価証券その他の財産を、特定贈与信託業務を取り扱っている信託会社および信託業務を営む金融機関（以下、本冊子では「信託銀行等」といいます。）に信託したときは、特別障害者（重度の心身障がい者）の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度として贈与税を非課税にするというものです。つまり、この制度を利用すれば、障がい者は贈与税の心配をすることなく、親族や篤志家（個人に限り、法人は認められません。）からの生前贈与を受けることができます。

この場合、贈与した人（委託者）と信託銀行等（受託者）との間で特定障害者（受益者）のために締結される信託契約（特定障害者扶養信託契約）を締結する必要があります。特定障害者の将来にわたる生活の安定を図る趣旨から、信託契約の内容については、法令によっていくつかの条件が定められています。詳しいことについては、「II 制度要綱」をご覧ください。

なお、この贈与税の非課税制度は昭和50年4月に創設されて以来、漸次制度改善が図られ、昭和63年の税制抜本改革によって贈与税の非課税限度額が3,000万円から6,000万円に引き上げられました。また、本制度は、制度創設以来、特別障害者（重度の心身障がい者）のみを対象とした制度でしたが、平成25年度税制改正において適用対象者が拡充され、中軽度の知的障がい者および障害等級2級および3級の精神障がい者等が制度の対象に加えられ、3,000万円を限度として贈与税が非課税となりました。これに伴い、本制度の名称が、「特別障害者扶養信託」から「特定障害者扶養信託」に改められました。

2. 特定贈与信託

信託銀行等では、この贈与税の非課税制度を業務の中に組み込み、「特定贈与信託」という名称で取り扱っています。

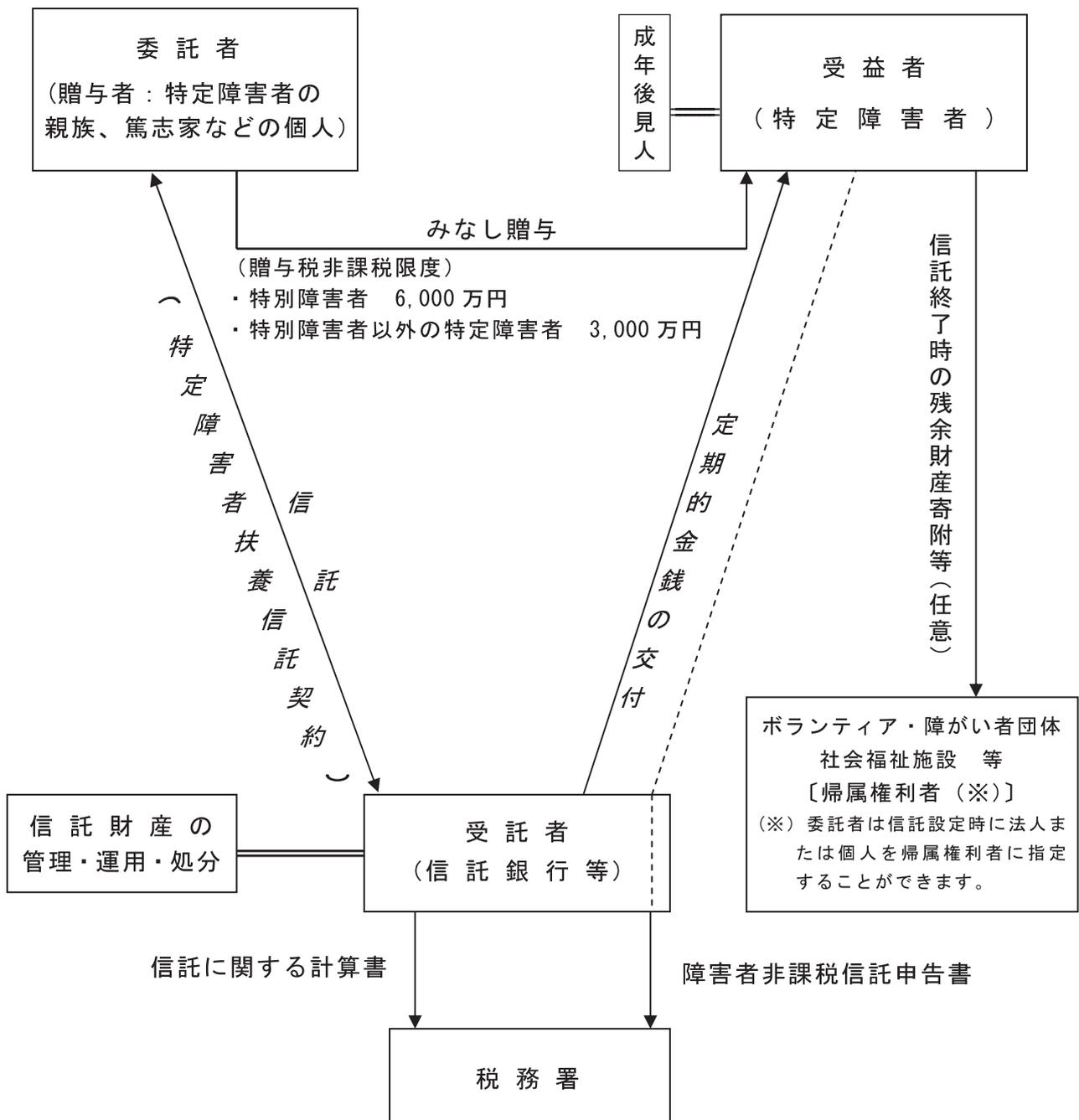
この特定贈与信託の仕組みを図解すると、次頁のとおりとなります。

委託者（贈与者）は、特定障害者の親族や篤志家などの個人に限られ、受益者は必ずこの委託者以外の特定障害者でなければなりません。信託の目的は、特定障害者の生活の安定に資することですから、受託者（信託銀行等）は、特定障害者の実際の生活費や入院加療費などの必要に応じて、定期的に信託財産の一部を金銭によりお支払いします。

また、特定障害者が死亡し、信託が終了した場合の残余財産は、受益者の相続人または受遺者に交付されますが、信託する際にボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくことで、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、法定の要件ではありませんが、受益者の行為能力との関係では、成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人が必要となる場合があります。

特定贈与信託の仕組み



この特定贈与信託は、信託期間が長期にわたるものでありますし、制度の性質上、それぞれのご事情をふまえ、個別のご相談に基づいて契約を締結することがきわめて重要です。

具体的な取扱いにつきましては、信託銀行等によって異なる場合がありますので、信託銀行等の各担当窓口にご照会ください。信託銀行等の連絡先が分からない場合には、信託相談所にお問い合わせください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社（以下「信託銀行等」といいます。）の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

受付時間：午前9時から午後5時15分
（土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）
電 話：フリーダイヤル 0120-817335
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>

信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。

Ⅱ 制 度 要 綱

[] 内は根拠法令を示します。

1. 特定障害者扶養信託契約

(1) 委 託 者

特定障害者の親族、篤志家などの個人に限られます。法人からの贈与は、一時所得となりますので、この制度の対象とはなりません。

[相続税法第21条の4第2項]

(2) 受 益 者

対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、贈与税の非課税限度額が異なります。

相続税法第21条の4第1項、第19条の4第2項
相続税法施行令第4条の4第2項、第4条の8
相続税法基本通達19の4-1、4-2、4-3、所得税法第2条第1項第29号
所得税法施行令第10条、所得税基本通達2-38、2-39

○ 特別障害者

心身障がい者の中でも精神または身体に重度の障がいがある特別障害者の方は、6,000万円まで贈与税が非課税になります。特別障害者の範囲は、法令により次のとおりとされています。

① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または重度の知的障がい者

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により重度の知的障がい者とされた者

② 重度の精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者

③ 1級または2級の身体障害者手帳所有者

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級または2級である者として記載されている者

④ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者

戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上または身体上の障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までで

ある者として記載されている者

⑤ 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち重度の者

常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神または身体の障がいの程度が上記①または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

⑦ 年齢65歳以上の重度の障がい者

精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

○ 特別障害者以外の特定障害者

特別障害者以外で次のいずれかに該当する方は、3,000万円まで贈与税が非課税になります。

① 中軽度の知的障がい者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により中軽度の知的障がい者とされた者

② 2級または3級の精神障害者保健福祉手帳保有者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が2級または3級である者として記載されている者

③ 年齢65歳以上の障がい者

精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

(3) 受託者

特定贈与信託業務を取り扱っている信託銀行等とされています。

〔相続税法第21条の4第1項
相続税法施行令第4条の9〕

(4) 信託財産の範囲

法律により、特定贈与信託に拠出できる財産の対象範囲が定められています。

- ① 金銭
- ② 有価証券
- ③ 金銭債権
- ④ 立木およびその立木の生立する土地（立木とともに信託されるものに限ります。）
- ⑤ 継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- ⑥ 受益者である特定障害者の居住の用に供する不動産（上記①から⑤までの財産のいずれかとともに信託されるものに限ります。）

〔 相続税法第21条の4第2項
相続税法施行令第4条の11 〕

(5) 非課税適格要件

- ① 特定障害者扶養信託は、受益者である特定障害者の死亡の日に終了することとされていること。
- ② 特定障害者扶養信託は取消しまたは合意による終了ができず、かつ、その信託の期間および受益者は変更することができない旨の定めがあること。
- ③ 特定障害者に対する信託財産からの金銭（収益の分配を含みます。）の支払は、特定障害者の生活または療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。
- ④ 信託された財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされていること。
- ⑤ 特定障害者扶養信託に係る信託受益権については、譲渡したり、またはこれを担保に供することができない旨の定めがあること。

〔 相続税法第21条の4第2項
相続税法施行令第4条の12 〕

(6) 契約の終了と信託財産の帰属

- ① 特定障害者扶養信託は、受益者である特定障害者の死亡の日に終了します。
- ② 受益者が死亡した場合、信託財産は特定障害者の相続人または受遺者に交付されます。なお、信託する際に、帰属権利者としてボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくこと、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

〔 相続税法第21条の4第2項
相続税法施行令第4条の12第1号、第2号 〕

2. 非課税手続き

(1) 障害者非課税信託申告書の提出

贈与税の非課税の適用を受けようとする特定障害者は、法令で定められている書類を添付の上、障害者非課税信託申告書を、受託者を經由し、財産の信託がされる日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

この場合は、この申告書は、受託者が受理した日にその提出がされたものとみなされます。

（相続税法第21条の4第1項、第4項
相続税法施行令第4条の10、第4条の18、第4条の20
相続税法施行規則第2条、第8条、第一号書式

① 申告書の記載事項および様式

20頁の様式および備考をご覧ください。

（相続税法施行令第4条の10、第4条の20
相続税法施行規則第8条、第一号書式

② 添付書類

イ. 特定障害者扶養信託の契約書の写し

ロ. 特定障害者の区分に応じた証明書類

i) 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または知的障がい者＝児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の証明書、療育手帳の写し

ii) 精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳の写し

iii) 1級または2級の身体障害者手帳所有者＝身体障害者手帳の写し

iv) 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者＝戦傷病者手帳の写し

v) 原子爆弾被爆者＝厚生労働大臣の証明書

vi) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者および年齢65歳以上の者で障がいの程度につき市町村長等の認定を受けている者＝市町村長等の証明書

ハ. 信託受益権の価額の計算の明細書と当該特定障害者の住民票の写し

（相続税法施行令第4条の10
相続税法施行規則第2条

(2) 二つ以上の障害者非課税信託申告書の提出

特定障害者扶養信託契約は、一人の特定障害者について一つの受託者の営業所等に限って締結することができます。

また、原則として、申告書は一つしか提出できませんが、次の場合には、例外として二つ以上の申告書を提出することができます。すなわち、特定障害者がすでに提出した申告書に係る信託受益権の価額のうち、非課税の適用を受けた部分の価額（申告書が二つ以上提出されている場合には、これらの申告書に係る非課税の適用を受けた

部分の価額の合計額)がまだ非課税限度額(特別障害者については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円)に満たない場合(残り枠がある場合)で、

- ① 同一委託者による同一受益者のための追加信託、または、
- ② 他の委託者による同一受益者のための新たな特定障害者扶養信託がなされた場合。

〔相続税法第21条の4第3項
相続税法施行令第4条の13〕

3. 取消、廃止、異動の際の申告手続き

(1) 障害者非課税信託取消申告書

詐害信託による取消権の行使、または遺留分による減殺の請求があったことにより、信託受益権の価額が減少することとなった場合には、特定障害者は、取消申告書を受託者を經由して納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、この場合、減額された部分は、当初から非課税の適用がなかったものとみなされます。

〔相続税法第21条の4第4項
相続税法施行令第4条の14、第4条の18、第4条の20
相続税法施行規則第3条、第8条、第二号書式〕

(2) 障害者非課税信託廃止申告書

すでに締結された特定障害者扶養信託契約が無効もしくは取り消された場合、または信託財産の全部について遺留分による減殺の請求があったことにより信託受益権がなくなった場合には、特定障害者は、廃止申告書を受託者を經由して納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、この場合、当初から非課税の適用がなかったものとみなされます。

〔相続税法第21条の4第4項
相続税法施行令第4条の15、第4条の18、第4条の20
相続税法施行規則第4条、第8条、第三号書式〕

(3) 障害者非課税信託に関する異動申告書

特定障害者が、①住所もしくは居所または氏名を変更した場合、または②信託の事務の全部を他の営業所等に移管した場合には、異動申告書を受託者の前営業所等を經由して納税地(住所または居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、その異動前の納税地)の所轄税務署長に提出しなければなりません。

〔相続税法第21条の4第4項
相続税法施行令第4条の16、第4条の18、第4条の20
相続税法施行規則第5条、第8条、第四号書式〕

(4) 受託者の変更等があった場合の申告

受託者の変更または受託者の営業所等の廃止により、信託の事務の全部が他の受託者または同一の受託者の他の営業所等に移管された場合には、移管先の営業所等の長は、法令で定める書類をその移管先の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

相続税法第21条の4第4項
相続税法施行令第4条の17
相続税法施行規則第6条

4. 受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等

受託者は、信託財産および信託受益権につき帳簿を備える等の義務を課されています。

相続税法施行令第4条の19
相続税法施行規則第7条

Ⅲ 参 考 資 料

(1) 相続税法

第1条の4（贈与税の納税義務者）

次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

- 一 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの
- 二 贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの
 - イ 日本国籍を有する個人（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前5年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）
 - ロ 日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）
- 三 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

第19条の4（障害者控除）

- 2 前項に規定する障害者とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいい、同項に規定する特別障害者とは、同項の障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。

第21条の4（特定障害者に対する贈与税の非課税）

特定障害者（第19条の4第2項に規定する特別障害者（第1条の4第2号又は第3号の規定に該当する者を除く。以下この項において「特別障害者」という。）及び第19条の4第2項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第1条の4第2号又は第3号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が、信託会社その他の者で政令で定めるもの（以下この条において「受託者」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第3項において「受託者の営業所等」という。）において当該特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて当該特定障害者扶養信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利（以下この条において「信託受益権」という。）を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち6千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、3千万円）までの金額（既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分の価額について

は、贈与税の課税価格に算入しない。

- 2 前項に規定する特定障害者扶養信託契約とは、個人が受託者と締結した金銭、有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特定障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、当該契約に基づく信託が当該特定障害者の死亡の日に終了することとされていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。
- 3 障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいずれか一のものに限り記載することができるものとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該障害者非課税信託申告書に記載された受託者の営業所等において新たに特定障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき第1項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き、他の障害者非課税信託申告書は、提出することができないものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該障害者非課税信託申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その他第1項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 相続税法施行令

第4条の4 (障害者の範囲等)

法第19条の4第2項に規定する精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 所得税法施行令第10条第1項第1号から第5号まで及び第7号(障害者及び特別障害者の範囲)に掲げる者
 - 二 所得税法施行令第10条第1項第6号に掲げる者のうち、その障害の程度が同項第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして同項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者
- 2 法第19条の4第2項に規定する精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 所得税法施行令第10条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者
 - 二 所得税法施行令第10条第1項第5号に掲げる者
 - 三 前項第2号に掲げる者のうち、その障害の程度が所得税法施行令第10条第2項第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして同条第1項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者

第4条の7 (用語の意義)

この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定障害者、特別障害者、受託者、受託者の営業所等、信託受益権又は障害者非課税信託申告書 それぞれ法第21条の4第1項に規定する特定障害者、特別障害者、受託者、受託者の営業所等、信託受益権又は障害者非課税信託申告書をいう。
- 二 特定障害者扶養信託契約 法第21条の4第2項に規定する特定障害者扶養信託契約をいう。

第4条の8（特別障害者以外の特定障害者の範囲）

法第21条の4第1項に規定する精神に障害のある者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 所得税法施行令第10条第1項第1号及び第2号（障害者及び特別障害者の範囲）に掲げる者
- 二 所得税法施行令第10条第1項第7号に掲げる者のうち、その障害の程度が同項第1号に掲げる者に準ずるものとして同項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者

第4条の9（受託者の範囲）

法第21条の4第1項に規定する信託会社その他の者で政令で定めるものは、信託会社及び信託業務を営む金融機関とする。

第4条の10（障害者非課税信託申告書の記載事項及び提出）

法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする特定障害者は、同項に規定する信託がされるごとに、次に掲げる事項を記載した障害者非課税信託申告書に当該障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の契約書の写しその他財務省令で定める書類を添付し、これを当該障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等を経由し、当該営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて当該信託がされる日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該障害者非課税信託申告書を提出する特定障害者の氏名、住所又は居所及び当該特定障害者が特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者のいずれに該当するかの別
 - 二 前号の特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づく信託の委託者の氏名及び住所又は居所
 - 三 前号の特定障害者扶養信託契約に基づく信託の受託者の名称及び住所並びに当該特定障害者扶養信託契約に基づいて当該特定障害者扶養信託契約に係る財産の信託がされる受託者の営業所等の名称及び所在地並びにその信託がされる年月日
 - 四 第2号の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託される財産の種類、数量及び所在場所の明細並びに当該財産に係る信託受益権の価額及びその価額のうち法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする部分の価額
 - 五 既に他の障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の種類、その信託がされた年月日並びに当該財産に係る信託受益権の価額及びその価額のうち法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の場合において、障害者非課税信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項に規定する受託者の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

第4条の11（信託財産の範囲）

法第21条の4第2項に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 有価証券
- 三 金銭債権
- 四 立木及び当該立木の生立する土地（当該立木とともに信託されるものに限る。）
- 五 継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- 六 特定障害者扶養信託契約に基づく信託の受益者である特定障害者の居住の用に供する不動産（当該特定障害者扶養信託契約に基づいて前各号に掲げる財産のいずれかとともに信託されるものに限る。）

第4条の12（特定障害者扶養信託契約の要件）

法第21条の4第2項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託は、当該特定障害者扶養信託契約の締結の際における当該信託の受益者である特定障害者の死亡の日に終了することとされていること。
- 二 当該特定障害者扶養信託契約に、当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託は、取消し又は合意による終了ができず、かつ、当該信託の期間及び当該特定障害者扶養信託契約に係る前号の受益者は変更することができない旨の定めがあること。
- 三 当該特定障害者扶養信託契約に基づく第1号の特定障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の支払は、当該特定障害者の生活又は療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。
- 四 当該特定障害者扶養信託契約に基づき信託された財産の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。
- 五 当該特定障害者扶養信託契約に、当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託に係る信託受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができない旨の定めがあること。

第4条の13（二以上の障害者非課税信託申告書の提出ができる場合）

法第21条の4第3項に規定する政令で定める場合は、特定障害者の既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託に係る信託受益権の価額のうち同条第1項の規定の適用を受けた部分の価額（当該障害者非課税信託申告書が二以上提出されている場合には、これらの申告書に係る当該適用を受けた部分の価額の合計額）が6千万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、3千万円）に満たない場合において、当該特定障害者が、当該障害者非課税信託申告書に記載された受託者の営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づき追加して信託される財産に係る信託受益権につき障害者非課税信託申告書を提出するとき、又は当該受託者の営業所等において新たな特定障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき障害者非課税信託申告書を提出するときとする。

第4条の14（障害者非課税信託取消申告書）

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部につき、信託法第11条第1項（詐害信託の取消し等）の規定による取消権の行使があつたこと又は遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された第4条の10第1項第4号に規定する信託受益権の価額が減少することとなつた場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨、その減少することとなつた理由、当該信託受益権の価額のうち当該減少することとなつた部分の価額（第3項において「信託受益権減価額」という。）その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告書（以下この節において「障害者非課税信託取消申告書」という。）が同項に規定する税務署長に提出された場合には、同項に規定する受託者の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。
- 3 障害者非課税信託取消申告書の提出があつた場合には、当該障害者非課税信託取消申告書に係る障害者非課税信託申告書に記載された第4条の10第1項第4号に規定する信託受益権についての当該提出があつた後における法第21条の4及びこの節の規定の適用については、当該信託受益権の価額のうち当該障害者非課税信託取消申告書に記載された信託受益権減価額に相当する金額（当該金額が当該信託受益権で当該障害者非課税信託申告書の提出により同条第1項の規定の適用を受けた部分の価額を超える場合には、当該適用を受けた部分の価額に相当する金額）は、同項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとする。

第4条の15（障害者非課税信託廃止申告書）

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された第4条の10第1項第4号に規定する信託受益権がないこととなつた場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告書（以下この節において「障害者非課税信託廃止申告書」という。）が同項に規定する税務署長に提出された場合には、同項に規定する受託者の営業所等においてこれを受理した日にその提出があつたものとみなす。
- 3 障害者非課税信託廃止申告書の提出があつた場合には、当該障害者非課税信託廃止申告書に係る障害者非課税信託申告書に記載された第4条の10第1項第4号に規定する信託受益権についての当該提出があつた後における法第21条の4の規定の適用については、同条第1項の規定の適用がなかつたものとみなす。

第4条の16（障害者非課税信託に関する異動申告書）

障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、その提出後、その住所若しくは居所又は氏名の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、その異動前の納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、その提出後、現に当該障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等（以下この項において「前の営業所等」という。）から当該事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の営業所、事務所その他これらに準ずるもので法の施行地にあるもの（以下この条において「受託者の他の営業所等」という。）に移管すべきことを前の営業所等に依頼し、かつ、その移管があつた場合には、当該特定障害者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申告書（以下この節において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。）がこれらの規定に規定する税務署長に提出された場合には、これらの規定に規定する受託者の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。
- 4 第2項の規定による障害者非課税信託に関する異動申告書の提出があつた後においては、当該障害者非課税信託に関する異動申告書を提出した特定障害者に係る第4条の13の規定の適用については、当該障害者非課税信託に関する異動申告書に係る受託者の他の営業所等は、同条に規定する受託者の営業所等とみなす。

第4条の17（受託者の変更等があつた場合の申告）

受託者の変更又は受託者の営業所等の廃止により、既に提出された障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務の全部が他の受託者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので法の施行地にあるもの又は同一の受託者の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもので法の施行地にあるもの（以下この条において「移管先の営業所等」という。）に移管された場合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による書類の提出があつた後においては、同項の障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者に係る第4条の13の規定の適用については、当該書類の提出に係る移管先の営業所等は、同条に規定する受託者の営業所等とみなす。

第4条の18（受託者の営業所等の障害者非課税信託申告書の税務署長への送付等）

受託者の営業所等の長は、特定障害者の提出する障害者非課税信託申告書（当該障害者非課税信託申告書に添付された特定障害者扶養信託契約の契約書の写し及び第4条の10第1項に規定する財務省令で定める書類を含む。）を、障害者非課税信託取消申告書、障害

者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を受理した場合には、遅滞なく、これらの申告書とその受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の送付を受けた税務署長が同項の申告書の提出先の税務署長でないときは、その送付を受けた税務署長は、遅滞なく、当該申告書とその提出先の税務署長に送付しなければならない。

第4条の19（受託者の営業所等における障害者非課税信託に関する帳簿書類の整理保存）

受託者の営業所等の長は、特定障害者から提出された障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産及び当該信託に係る信託受益権につき帳簿を備え、各人別に、その財産及び信託受益権の明細及びその異動並びに当該特定障害者扶養信託契約に基づく当該特定障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の支払に関する事項を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

- 2 受託者の営業所等の長は、特定障害者の提出する障害者非課税信託申告書（当該障害者非課税信託申告書に添付された第4条の10第1項に規定する財務省令で定める書類を含む。）、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、これらの申告書の写し（これに準ずるものを含む。）を作成し、これを保存しなければならない。

第4条の20（障害者非課税信託申告書等の書式）

障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書の書式は、財務省令で定める。

（3）相続税法施行規則

第2条（障害者非課税信託申告書の添付書類）

施行令第4条の10第1項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」という。）のイからへまでに掲げる区分に応じイからへまでに定める書類

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第1号又は第2項第1号（障害者及び特別障害者の範囲）に掲げる者に該当する者 これらの規定に掲げる者に該当する者であることについての児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医の証明書

ロ 所得税法施行令第10条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者に該当する者 同条第1項第2号の精神障害者保健福祉手帳の写し

ハ 所得税法施行令第10条第2項第3号に掲げる者に該当する者 身体障害者手帳

の写し

- ニ 所得税法施行令第10条第2項第4号に掲げる者に該当する者 戦傷病者手帳の写し
 - ホ 所得税法施行令第10条第1項第5号に掲げる者に該当する者 同号の規定に該当する者であることについての厚生労働大臣の証明書
 - ヘ 所得税法施行令第10条第1項第6号に掲げる者のうちその障害の程度が同条第2項第1号若しくは第3号に掲げる者に準ずるものとして同条第1項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者若しくは同号に掲げる者のうちその障害の程度が同項第1号に掲げる者に準ずるものとして同項第7号に規定する市町村長等の認定を受けている者又は同条第2項第6号に掲げる者に該当する者 これらの者に該当する者であることについての当該市町村長等の証明書
- 二 施行令第4条の10第1項第4号に規定する信託受益権の価額の計算の明細書及び当該特定障害者の住民票の写し

第3条（障害者非課税信託取消申告書の記載事項）

施行令第4条の14第1項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定障害者の氏名及び住所又は居所
- 二 前号の特定障害者が既に提出した施行令第4条の14第1項に規定する障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託の委託者の氏名及び住所又は居所並びに当該信託の受託者の名称及び住所並びに現に当該信託に関する事務を取り扱う法第21条の4第1項に規定する受託者の営業所等（次条において「受託者の営業所等」という。）の名称及び所在地
- 三 前号の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産に係る法第21条の4第1項に規定する信託受益権の価額及び当該信託受益権の価額のうち前号の障害者非課税信託申告書の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額並びにその信託がされた年月日
- 四 前号の財産のうち施行令第4条の14第1項に規定する取消権の行使又は遺留分による減殺の請求があつた部分の種類、数量及び所在場所の明細並びに当該取消権の行使又は遺留分による減殺の請求の基因となつた事情の詳細及びその事実の生じた年月日
- 五 その他参考となるべき事項

第4条（障害者非課税信託廃止申告書の記載事項）

施行令第4条の15第1項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定障害者の氏名及び住所又は居所
- 二 前号の特定障害者が既に提出した施行令第4条の15第1項に規定する障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づく信託の委託者の氏名及び住所又は居所並びに当該信託の受託者の名称及び住所並びに現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等の名称及び所在地
- 三 前号の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の種類、数量、所在場所の明細及びその信託された年月日並びに当該財産に係る法第21条の4第1項に規定す

る信託受益権の価額及び当該信託受益権の価額のうち前号の障害者非課税信託申告書の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額

- 四 前号の信託受益権がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日
- 五 その他参考となるべき事項

第5条（障害者非課税信託に関する異動申告書の記載事項）

施行令第4条の16第1項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定障害者の氏名及び住所又は居所
 - 二 施行令第4条の16第1項に規定する変更前の氏名又は住所若しくは居所及び当該変更後の氏名又は住所若しくは居所
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 施行令第4条の16第2項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定障害者の氏名及び住所又は居所
 - 二 施行令第4条の16第2項に規定する前の営業所等及び同項に規定する受託者の他の営業所等の名称及び所在地
 - 三 その他参考となるべき事項

第6条（受託者の変更等があつた場合に提出すべき書類の記載事項）

施行令第4条の17第1項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する事項のほか次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 施行令第4条の17第1項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務の全部の移管がされた同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地（受託者の変更により当該移管がされた場合には、当該移管がされた同項に規定する他の受託者の名称及び住所並びに当該移管先の営業所等の名称及び所在地）並びにその移管がされた年月日
- 二 前号の特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務の全部の移管をした法第21条の4第1項に規定する受託者の営業所等の名称及び所在地（受託者の変更により当該移管をした場合には、当該移管をした受託者の名称及び住所並びに当該移管をした当該受託者の営業所等の名称及び所在地）
- 三 第1号の移管に係る同号の特定障害者扶養信託契約に基づく信託の受益者である特定障害者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の種類、数量及び所在場所並びにその信託された年月日
- 四 前号の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産に係る法第21条の4第1項に規定する信託受益権の価額及び当該信託受益権の価額のうち同項に規定する障害者非課税信託申告書の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額
- 五 前号の信託受益権につき既に施行令第4条の14第2項に規定する障害者非課税信託取消申告書が提出されている場合には、その旨、当該障害者非課税信託取消申告書を提出した年月日及び当該障害者非課税信託取消申告書に記載された同条第1項に規定する信託受益権減価額並びに当該信託受益権の価額のうち当該障害者非課税信託取消申告書の提出により法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれ

ないものとされた価額

六 その他参考となるべき事項

第7条（受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等）

法第21条の4第1項に規定する受託者の営業所等の長は、その作成した施行令第4条の19第1項に規定する帳簿並びに同条第2項に規定する障害者非課税信託申告書（当該障害者非課税信託申告書に添付された施行令第4条の10第1項に規定する財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る法第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づいて財産の信託がされた日から5年を経過する日の属する年の12月31日又は当該信託が終了した日の属する年の翌年12月31日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

- 2 前項の受託者の営業所等の長は、特定障害者から提出された施行令第4条の19第2項に規定する障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を受理した場合には、これらの申告書の写しを作成しなければならない。ただし、これらの申告書に記載された事項を前項の帳簿に記載する場合には、この限りでない。

第8条（障害者非課税信託申告書等の書式）

施行令第4条の20に規定する障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書の書式は、それぞれ第一号書式から第四号書式までによる。

障 害 者 非 課 税 信 託 申 告 書

税務署長殿

平成 年 月 日

受 益 者 (特定障害者)	ふりがな 氏 名 ⑩
	住所又は居所	
	特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別	1 特別障害者 2 1以外の特定障害者
代 理 人	ふりがな 氏 名 ⑩
	住所又は居所	

別添の特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託される財産に係る信託受益権につき相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

委 託 者	氏 名			
	住所又は居所			
受 託 者	名 称		営 業 所 等	
	所 在 地		所 在 地	
信託受益権の 価 額 等	信託財産の種類	信託財産の所在場所	構 造 ・ 数 量 等	
	信託受益権の価額	受益権の内容	信託年月日	記号番号
信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額				
他の信託受益権 について申告書 を提出している 場合	信託財産の種類		信託年月日	
	信託受益権の価額		受託者の営業所等の受理年月日	
	非課税の適用を受けた部分の価額			
信託受益権の非課税価額の合計額				

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 一 この申告書は、相続税法第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下第四号書式までにおいて「特定障害者扶養信託契約」という。）に基づいて当該信託契約に係る財産（以下第四号書式までにおいて「信託財産」という。）の信託がされることにより同項に規定する信託受益権（以下第四号書式までにおいて「信託受益権」という。）を有することとなる同項に規定する特定障害者（以下第四号書式までにおいて「特定障害者」という。）が、当該信託受益権について同項の規定の適用を受けようとする場合に、当該財産の信託がされる日までに、当該財産の信託がされる同項に規定する受託者の営業所等（以下第四号書式までにおいて「受託者の営業所等」という。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - 2 「受益者」の欄の「特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別」の項は、この申告書を提出する特定障害者の特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別に応じ、該当する事項を○で囲むこと。
 - 3 「受託者」の欄の「営業所等」の項には、「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - 4 「信託受益権の価額等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」の項には、3により記載した受託者の営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託される信託財産の金銭、有価証券、金銭債権、立木、立木の生立する土地、貸付不動産又は受益者の居住用不動産の区別を記載すること。
 - ロ 「信託財産の所在場所」の項には、有価証券についてはその保管場所、金銭債権についてはその債務者の氏名若しくは名称及び住所、立木についてはその生立する場所、不動産についてはその所在地を記載すること。
 - ハ 「構造・数量等」の項には、有価証券については、国債、社債のようにその種別及び口数を、金銭債権については、預金、貸付金、資産の譲渡代金に係る債権のようにその種別を、立木については、その樹種及び容積を、不動産については、土地の地目、用途及び面積又は建物の構造、用途及び延床面積を記載すること。
 - ニ 「信託受益権の価額」の項には、当該受益権につき相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額を記載すること。
 - ホ 「信託年月日」の項には、信託財産が信託される年月日を記載すること。
 - ヘ 「記号番号」の項には、信託証書の記号及び番号を記載すること。
- 5 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄には、当該信託受益権の価額のうち、この申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする部分の価額を記載すること。
- 6 「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の欄には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した信託受益権以外の信託受益権（以下「他の信託受益権」という。）について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4

第1項の規定の適用を受けている場合に、当該他の信託受益権について記載すること。この場合において、当該他の信託受益権につき相続税法施行令第4条の14第2項に規定する障害者非課税信託取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権の価額のうち同条第3項の規定により法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税取消額」という。）があるときは、「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄には当該他の信託受益権につき当該障害者非課税信託申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税取消額を控除した額を記載するとともに、当該非課税取消額を「非課税取消分」の表示をして外書すること。

7 「信託受益権の非課税価額の合計額」の欄は、最初にこの申告書を提出する場合には、上記5により「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した金額を記載し、既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4第1項の規定の適用を受けている場合には、当該記載した金額と上記6により「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄に記載した金額との合計額を記載すること。

障害者非課税信託取消申告書

税務署長殿

平成 年 月 日

受益者 (特定障害者)	ふりがな氏名 ⑩
	住所又は居所	
代理人	ふりがな氏名 ⑩
	住所又は居所	

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されている財産に係る信託受益権の価額が下記の理由により減少することとなるので、この旨申告します。

委託者	氏名				
	住所又は居所				
受託者	名称			営業所等	
	所在地			所在地	
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	構造・数量等	信託年月日	信託受益権の価額	非課税の適用を受けた部分の価額
取消等に係る信託財産等	信託受益権の種類	構造・数量等	取消等の年月日	信託受益権減価額	非課税取消額
信託受益権の価額が減少することとなった理由				受託者の営業所等の受理年月日	
(摘要)				○	

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について、信託法第11条第1項の規定による取消権の行使があつたこと又は遺留分による減殺の請求があつたこと（以下この書式において「取消し等」という。）により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載すること。
 - ロ 「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「取消等に係る信託財産等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消し等があつたもの（以下この書式において「取消し等に係る信託財産」という。）について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従つて記載すること。
 - ロ 「構造・数量等」の項には、取消し等に係る信託財産につき、その取消し等の直前における現況を記載すること。この場合、取消し等に係る信託財産の「構造・数量等」が上記二3により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。
 - ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消し等に係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消し等に係る信託財産が信託された時において相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額をいう。）を記載すること。
 - ニ 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消等に係る信託財産等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。
- 5 「信託受益権の価額が減少することとなつた理由」の欄には、上記一の特定障害者

扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し等の行われる基因となつた理由を記載すること。

- 6 取消し等に係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。

障害者非課税信託廃止申告書

税務署長殿

平成 年 月 日

受益者 (特定障害者)	ふりがな氏名 ⑩
	住所又は居所	
代理人	ふりがな氏名 ⑩
	住所又は居所	

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されていた財産に係る信託受益権が、下記の理由により、ないこととなったので、この旨申告します。

委託者	氏名			
	住所又は居所			
受託者	名称		営業所等	
	所在地		所在地	
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	信託財産の所在場所		構造・数量等
	信託受益権の価額	受益権の内容	信託年月日	記号番号
信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額				
信託受益権がないこととなった理由	受託者の営業所等の受理年月日 			

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した価額を記載すること。
 - 5 「信託受益権がないこととなつた理由」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求がされることとなつた理由を記載すること。

障害者非課税信託に関する異動申告書

税務署長殿

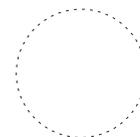
平成 年 月 日

受 益 者 (特定障害者)	ふりがな 氏 名 ⑩
	住所又は居所	
代 理 人	ふりがな 氏 名 ⑩
	住所又は居所	

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後

受託者の営業所等の受理年月日



(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 一 この申告書は、障害者非課税信託申告書（障害者非課税信託に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この書式において同じ。）を提出している特定障害者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等を経由し、納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。
 - 1 障害者非課税信託申告書に記載した住所若しくは居所又は氏名を変更した場合
 - 2 障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等（以下この書式において「前の営業所等」という。）に関する事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の他の営業所等に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」及び「代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄には、この申告書を作成する日の現況による氏名及び住所又は居所を記載すること。
 - 2 「異動事項」の項には、「住所」、「居所」、「氏名」又は「受託者の営業所等」のようにその異動事項を記載すること。
 - 3 「異動前」の項には、変更前の住所、居所、氏名又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、「異動後」の項には、変更後の住所、居所、氏名又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、それぞれ記載すること。

(4) 相続税法基本通達

19の4-1 (一般障害者の範囲)

法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

- (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下19の4-2までにおいて同じ。）、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の知的障害者とされた者以外の者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項（精神障害者保健福祉手帳）の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下19の4-3までにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。）に障害等級が2級又は3級である者として記載されている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項（身体障害者手帳）の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下19の4-3までにおいて「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が3級から6級までである者として記載されている者
- (4) (1)、(2) 又は (3) に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条（戦傷病者手帳の交付）の規定により交付を受けた戦傷病者手帳（以下19の4-3までにおいて「戦傷病者手帳」という。）に記載されている精神上又は身体上の障害の程度が次に掲げるものに該当する者
 - イ 恩給法（大正12年法律第48号）別表第一号表の二の第四項症から第六項症までの障害があるもの
 - ロ 恩給法別表第一号表の三に定める障害があるもの
 - ハ 傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定したもの
 - ニ 旧恩給法施行令（大正12年勅令第367号、恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和21年勅令第504号）による改正前のものをいう。）第31条第1項に定める程度の障害があるもの
- (5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1) 又は(3) に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4第2項各号（福祉の措置の実施者）に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。）の認定を受けている者
- (6) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、精神又は身体の障害の程度が(1) 又は(3) に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

19の4-2 (特別障害者の範囲)

法施行令第4条の4第4項に規定する「特別障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている者
- (3) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者のほか、戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項((認定))の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (6) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者
- (7) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

19の4-3 (障害者として取り扱うことができる者)

相続開始の時ににおいて、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者、身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、19の4-1の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる一般障害者又は19の4-2の(2)、(3)若しくは(4)に掲げる特別障害者に該当するものとして取り扱うものとする。

- (1) 当該相続に係る法第27条の規定による申告書を提出する時ににおいて、これらの手帳の交付を受けていること又はこれらの手帳の交付を申請中であること。
- (2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1項第1号((精神障害者保健福祉手帳))に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第1条第4号((手帳の交付の請求))に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。

21の4-1 (非課税限度額)

法第21条の4第1項の規定により非課税とされる価額は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別障害者1人について6,000万円(特別障害者以外の同項に規定する特定障害者(以下21の4-2において「一般障害者」という。)の場合には特定障害者1人について3,000万円)を限度とすることに留意する。

21の4-2 (一般障害者から特別障害者となった場合等)

一般障害者が法第21条の4第1項に規定する信託受益権を取得し、同項の規定の適用を受けた後に、特別障害者に該当することとなった場合において、新たに同項に規定する信託受益権を取得したときに同項の規定の適用を受けることができる金額は6,000万円から既に同項の規定の適用を受けた金額を控除した残額となることに留意する。

また、特別障害者が3,000万円を超える金額の同項に規定する信託受益権を取得し、同項の規定の適用を受けた後に、一般障害者に該当することとなった場合において、新たに同項に規定する信託受益権を取得したときには同項の規定の適用を受けることができる金額はないが、既に同項の規定の適用を受けていた額について遡及して同項の規定の適用を受けることができないこととはならないことに留意する。

(5) 所得税法

第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 二十八 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。

(6) 所得税法施行令

第10条(障害者及び特別障害者の範囲)

法第2条第1項第28号(障害者の意義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項(更生援護の実施者)に規定する知的障害者更生相談所をいう。次項第1号及び第31条の2第17号(障害者等の範囲)において同じ。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項(精神保健福祉センター)に規定する精神保健福祉センターをいう。次項第1号において同じ。)若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- 二 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項(精神障害者保健福祉手帳の交付)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- 四 前3号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条(戦傷病者手帳の交付)の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 五 前2号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項(認定)の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- 六 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
 - 七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4第2項各号（福祉の措置の実施者）に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。次項第6号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者
- 2 法第2条第1項第29号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 前項第1号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
 - 二 前項第2号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項（精神障害の状態）に規定する障害等級が1級である者として記載されている者
 - 三 前項第3号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者
 - 四 前項第4号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までである者として記載されている者
 - 五 前項第5号又は第6号に掲げる者
 - 六 前項第7号に掲げる者のうち、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（7）所得税基本通達

2-38（障害者として取り扱うことができる者）

身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、令第10条第1項第3号又は第4号《障害者及び特別障害者の範囲》に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、その障害の程度が明らかに同条第2項第3号又は第4号に規定する障害の程度であると認められる者は、法第2条第1項第29号に掲げる特別障害者に該当するものとして差し支えない。

- (1) その年分の法第112条第1項《予定納税の減額の承認の申請手続》に規定する申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書又は退職所得の受給に関する申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項《身体障害者手帳》若しくは戦傷病者特別援護法施行規則第1条第4号《手帳の交付の請求》に規定する医師の診断書を有していること。
- (2) その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること。

2-39 (常に就床を要し複雑な介護を要する者)

令第10条第1項第6号に掲げる「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」とは、その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、引き続き6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない程度の状態にあると認められる者をいうものとする。

(8) 知的障害者福祉法

第9条 (更生援護の実施者)

6 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。)であつて18歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第6条 (精神保健福祉センター)

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

第45条 (精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令

第6条 (精神障害者保健福祉手帳を交付する精神障害の状態等)

法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
----	---

(11) 身体障害者福祉法

第15条 (身体障害者手帳)

4 都道府県知事は、第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

(12) 身体障害者福祉法施行規則

第5条 (身体障害者手帳の記載事項及び様式)

身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
 - 二 障害名及び障害の級別
 - 三 補装具の交付又は修理に関する事項
 - 四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所
- 3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

身体障害者福祉法施行規則別表第5号・身体障害者障害程度等級表 (抄)

級 別		1 級	2 級
視 覚 障 害		両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
聴覚又は 平衡機能 の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
	平 衡 機 能 障 害		
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
		下 肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
乳 進 よ 幼 行 る 児 性 運 期 の 動 以 前 機 の 病 能 変 障 に 害	上肢 機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	移動 機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう又は直腸の機能の障害若しくはじん臓若しくは小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

(13) 恩給法

第49条ノ2

公務傷病ニ因ル重度障害ノ程度ハ別表第1号表ノ2ニ掲グル7項トス

恩給法第1号表ノ2 (第49条ノ2関係) (抄)

重度障害ノ程度	重度障害ノ状態
特別項症	1 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル介護ヲ要スルモノ 2 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ 3 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 4 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第1項症ニ第1項症乃至第6項症ヲ加ヘタルモノ
第1項症	1 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ著シク妨ゲラレ常時介護ヲ要スルモノ 2 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ 3 両眼ノ視力カ視標0.1ヲ0.5メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 4 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ 5 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得ザルモノ 6 肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ

	7 膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第2項症	1 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 2 両眼ノ視力カ視標0.1ヲ1メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 3 両耳全ク聾シタルモノ 4 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ廢シタルモノ 5 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 6 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 7 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第3項症	1 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ 2 両眼ノ視力ガ視標0.1ヲ1.5メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ 3 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ常時中等度ノ安静ヲ要スルモノ 4 呼吸機能ヲ高度ニ妨グルモノ 5 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 6 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク妨グルモノ 7 肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 8 膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

(14) 国税庁 質疑応答事例

- ※ 平成25年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成されたもの。
- ※ この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではないので、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがある。

特定障害者扶養信託契約の信託財産の範囲

【照会要旨】

次の財産は、特定障害者扶養信託契約の信託財産に該当しますか。

（	居住用財産	5,000万円	）
（	金	銭	500万円
）			

【回答要旨】

金銭の信託利益が居住用財産の維持管理費用と当該信託の報酬との合計額を超えるものであれば、特定障害者扶養信託契約の信託財産に該当します。

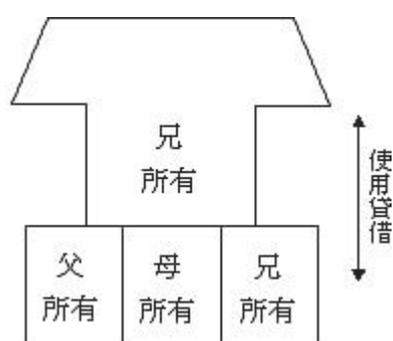
(注) 特定障害者扶養信託契約に基づく信託の受益者である特定障害者の居住の用に供する不動産は、金銭、有価証券、金銭債権、立木及び当該立木の生立する

土地（当該立木とともに信託されるものに限ります。） 、 継続的に相当の対価を得て使用される不動産のいずれかとともに信託されるものに限ります。

特定障害者扶養信託契約の「特定障害者の居住の用に供する不動産」の範囲

【照会要旨】

相続税法第21条の4第1項（（特定障害者に対する贈与税の非課税））に規定する特別障害者に該当する甲は、下図の兄所有の家屋に両親及び兄と同居しています。この場合において、下図の父所有の土地とともに現金1,500万円を相続税法第21条の4第1項に規定する「特定障害者扶養信託契約」の信託財産としたときは、当該土地は、相続税法施行令第4条の11第6号に規定する「特定障害者の居住の用に供する不動産」に該当しますか。



【回答要旨】

信託財産である土地は、その上の家屋を甲と同居する親族（兄）が所有していますから、相続税法施行令第4条の11第6号に規定する「特定障害者の居住の用に供する不動産」に該当します。

（注） 当該土地を相続税法第21条の4第1項に規定する「特定障害者扶養信託契約」に基づいて信託財産とする場合には、相当の金銭などと共に信託する必要があります。

特定障害者扶養信託契約に係る財産を一部払い出し受益者のための居住用不動産を取得することの可否

【照会要旨】

特定障害者扶養信託契約に係る委託者から、受益者（委託者の子）の居住用不動産を受益者名義で取得し、そこで専担の介護者を付けたいので、その居住用不動産の購入資金として特定障害者扶養信託の信託財産（6,000万円）から5,000万円程度払い出すことができないかとの申出がありました。当該申出に対する支払は、特定障害者扶養信託の要件の一つである相続税法施行令第4条の12第3号に規定する「特定障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の支払は、当該特定障害者の生活又は療養の需要に応じるため、定期的に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。」に当たりますか。

【回答要旨】

受益者の居住用不動産を取得するための特定障害者扶養信託契約に係る信託財産の

払い出しは、受益者の生活又は療養の需要に応じたものとはいえませんから、相続税法施行令第4条の12第3号の要件を満たさないものと解されます。

障害者非課税信託申告書を提出した後に特定障害者に該当しないこととなった場合の贈与税の取扱い

【照会要旨】

相続税法第21条の4第1項（特定障害者に対する贈与税の非課税）の適用を受けていた相続税法施行令第4条の8に規定する者（以下「一般障害者」という。）が、その後治療等の結果、同法第21条の4第1項に規定する特定障害者に該当しないこととなった場合には、同条の規定により非課税とされていた特定障害者扶養信託契約に係る信託受益権については、信託契約締結時にさかのぼって、その者に贈与税が課税されることとなるのでしょうか。

【回答要旨】

障害者非課税信託申告書の提出の時ににおいて一般障害者に該当し適法に贈与税が非課税とされたものであれば、その一般障害者が治療等の結果、その後一般障害者に該当しないこととなったとしても、信託契約締結時に遡及して、贈与税が課されることはありません。

平成26年2月発行

編集・発行 一般社団法人 信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

電話：03-6206-3981

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>



一般社団法人

信託協会